

昭和二十六年法律第二百十九号

土地收回法

目次

第一章 総則 (第一条—第十条の二)	第二章 事業の準備 (第十一条—第十五条)
第三章 土地等の取得に関する紛争の処理	
第一節 あつせん (第十五条の二—第十五条の六)	
第二節 仲裁 (第十五条の七—第十五条の十)	
第三章 事業の認定等	
第一節 事業の認定 (第十五条の十四—第三十条の二)	
第二節 収用又は使用の手続の保留 (第三十一条—第三十四条の六)	
第三章 の二都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うに際して意見を聞く審議会等 (第三十四条の七)	
第四章 収用又は使用の手続	
第一節 調書の作成 (第三十五条—第三十八条)	
第二節 裁決手続の開始 (第三十九条—第四十六条)	
第三節 補償金の支払請求 (第四十六条の二—第四十六条の四)	
第四節 裁決 (第四十七条—第五十条)	
第五章 収用委員会	
第六章 組織及び権限 (第五十一条—第五十九条)	
第一節 収用又は使用による損失の補償 (第六十条—第六十七条)	
第二節 会議及び審理 (第六十条—第六十七条)	
第三節 測量、事業の廃止等による損失の補償 (第九十一条—第九十四条)	
第四章 収用又は使用に関する特別手続	
第一節 削除 (第一百八一条—第一百二十一条)	
第二節 協議の確認 (第一百六十二条—第一百二十一条)	
第三節 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用 (第一百二十二条—第一百二十四条)	

第九章 手数料及び費用負担

(第一百二十八条)

第九章 行政手続法の適用除外

(第一百二十九条)

第十章 審査請求及び訴訟

(第一百二十九条—第一百三十四条)

第十一章 雜則

(第一百三十五条—第一百四十条の二)

第十二章 詐則

(第一百四十二条)

(第一百四十二条)

附則

(第一百四十二条)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

(土地の収用又は使用)

第二条 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができる。

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができると公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。

一 道路法 (昭和二十七年法律第八十号) による道路、道路運送法 (昭和二十六年法律第八十三条) による一般自動車道若しくは専用自動車道 (同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。) 又は駐車場法 (昭和三十二年法律第六号) による路外駐車場

二 河川法 (昭和三十九年法律第六十七号) が適用され、若しくは準用される河川その他の堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設

三 砂防法 (明治三十年法律第一十九号) による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設

四 防止法 (昭和三十三年法律第三十号) による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設

五 国又は都道府県が設置する地すべり等崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) による急傾斜地崩壊

六 地方公共団体、土地改良区 (土地改良区連合を含む。以下同じ。) 又は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設

七 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備

八 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもののに供する施設

九 支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設

十 軌道法 (大正十年法律第七十六号) による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

十一 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業 (路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。) 又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送

十二 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業 (路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。) 又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送

十三 電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号) による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物

十四 電気通信事業 (昭和五十九年法律第八十六号) 第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設 (同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。)

十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備

十六 放送法 (昭和二十五年法律第八十二号) による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備

十七 電気事業法 (昭和三十九年法律第七十一号) による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物

十八 水道法 (昭和三十二年法律第七十七号) による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法 (昭和三十三年法律第五十一号) による工業用水道事業又は下水道

十九 市町村が消防法 (昭和二十三年法律第八十六号) によつて設置する消防の用に供する施設

ては当該物件に関して所有権以外の権利を有する者を、第七条の規定によつて土石砂れきを収用する場合においては当該土石砂れきの属する土地に関する所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に関して所有権その他の権利を有する者をいう。ただし、第二十六条第一項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示がつた後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれないものとする。

この法律において、土地又は物件に関する所有権以外の権利を有する者には、当該土地若しくは物件又は当該土地若しくは物件に関する所有権以外の権利につき、仮登記上の権利又は既登記の買戻権を有する者、既登記の差押債権者及び既登記の仮差押債権者が含まれるものとする。

前項の規定は、鉱業権、漁業権又は入漁権に関する権利を有する者について準用する。この場合において、同項中「仮登記」とあるのは「仮登録」と、「既登記」とあるのは「既登録」と読み替えるものとする。

（起業者の権利義務の承継）

合併その他の事由に因り事業の承継があつた場合には、この法律の規定によつて従前の起業者が有していた権利義務は、当該事（手続の承継）

第十一条 起業者、土地所有者又は関係人の変更があつた場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて従前の起業者、土地所有者又は関係人がした手続その他の行為は、新たに起業者、土地所有者又は関係人となつた者に對しても、その効力を有する。

（取得した土地の管理）

起業者は、第二十六条第一項の規定によつて告示された事業の用に供するため取得した土地については、公共の利益に沿うように適正な管理を行なわなければならない。

起業者は、前項に規定する土地を、同項に規定する事業の用以外の他の用に供する工作物その他の施設の用に供するため利用し、又は利用されるときは、当該土地の周辺の環境を阻害しないよう配慮しなければならない。

第二章 事業の準備

（事業の準備のための立入権）

第十二条 第三条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は前条に規定する場合においては、起業者は、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を記載した申請書を当該区域を管轄する都道府県知事に提出して立入の許可を受けなければならない。但し、起業者が国又は地方公共団体であるときは、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することをもつて足りり、許可を受けることを要しない。

2 都道府県知事は、前項本文の規定によつて立入の許可の申請があつた事業が第三条各号の一に掲げる事業に該当しない場合又は立ち入ろうとする土地の区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲をこえる場合を除いては、立入を許可するものとする。

3 前項の規定によつて都道府県知事の許可を受けた起業者は、第一項但書の規定によつて都道府県知事に通知をした起業者は、土地に、自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定による許可を受けたとき、又は第一項但書の規定による通知を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類並びに起業者が立ち入ろうとする土地の区域及び期間をその土地の占有者に通知し、又はこれらのこと項を公告しなければならない。

（立入の通知）

第十二条 第三条第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の五日前までに、その日時及び場所を

市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を土地の占有者に通知し、又は公告しなければならない。

3 前条第三項の規定によつて宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合は、おいては、その土地に立ち入ろうとする者は、立入の際あらかじめその旨を占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

（立入の受忍）

第十三条 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第十一條第三項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

（証票等の携帯）

2 前条の規定によつて障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証（起業者が國又は地方公共団体である場合を除く。）を携帯しなければならない。

（証票等の携帯）

第十五条 第十一条第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証（起業者が國又は地方公共団体である場合を除く。）を携帯しなければならない。

（あつせんの打切り）

（あつせんの報告及び退任）

第十四条 起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第三条各号の一に掲げる事

者は、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を記載した申請書を当該区域を管轄する都道府県知事に提出して立入の許可を受けなければならない。但し、起業者が国又は地方公共団体であるときは、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することをもつて足りり、許可を受けることを要しない。

2 都道府県知事は、前項本文の規定によつて立入の許可があつた事業が第三条各号の一に掲げる事業に該当しない場合又は立ち入ろうとする土地の区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲をこえる場合を除いては、立入を許可するものとする。

3 前項の規定によつて都道府県知事の許可を受けた起業者は、第一項但書の規定によつて都道府県知事に通知をした起業者は、土地に、自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定による許可を受けたとき、又は第一項但書の規定による通知を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類並びに起業者が立ち入ろうとする土地の区域及び期間をその土地の占有者に通知し、又はこれらのこと項を公告しなければならない。

（立入の通知）

2 前項の規定によつて障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあって、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。

（あつせんの申請）

4 第一項及び第二項に規定する証票及び許可証の様式は、国土交通省令で定める。

第二章の二 土地等の取得に関する紛争の処理

第一节 あつせん

第十五条の二 第三条各号のいづれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつたときは、関係当事者の双方又は一方は、書面をもつて、当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事に對して、当該紛争の解決をあつせん委員のあつせんに付することを申請することができる。ただし、当該土地等について、第二十条第一項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示があつた後は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、当該紛争があつせんを行ふに適しないと認められるときを除き、あつせん委員のあつせんに付するものとする。

3 第一項の規定による申請で同一の事業に係るものが二以上の都道府県知事にされた場合において、それぞれの都道府県のあつせん委員のあつせんに付することが適當でないと認められるときは、関係都道府県知事は、協議により、いずれの都道府県のあつせん委員のあつせんに付するかを定めることができる。

（あつせん委員）

によりあつせんを打ち切ったときには、遅滞なく、その経過及び結果を都道府県知事に報告しなければならない。

2 あつせん委員は、前項の規定による報告をしたときは、当然に退任するものとする。

(あつせんの申請の手続等)

第十五条の六 この法律に規定する事項を除き、あつせんの申請の手続その他あつせんに関する事項は、政令で定める。

第二節 仲裁

(仲裁の申請)

第十五条の七 第十五条の二第一項本文に規定する場合において、当該紛争が土地等の取得に際しての対償のみに関するものであるときは、関係当事者の双方は、書面をもつて、当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事に対し、仲裁委員による当該紛争の仲裁（以下単に「仲裁」という。）を申請することができる。

2 あつせんの申請の手続等について、都道府県の知事は、前項の規定による事業の認定による報告をしたときは、当然に退任するものとする。

第三章 仲裁の手続等

第十五条の十一 仲裁

仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）の規定を準用する。

第十五条の十三 仲裁の手続等

仲裁の申請の手続、仲裁の手続に要する費用その他仲裁に関必要な事項は、政令で定める。

第十五条の十四 事業の認定

起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

第十六条 事業の認定

起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

第十七条 事業の認定

起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

第十八条 事業の認定

起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

第十九条 事業の認定

起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

第二十条 事業の認定

起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

第二十一条 事業の認定

起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

第二十二条 事業の認定

起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

により、相手方の占有する土地その他当該紛争に關係のある場所に立ち入り、当該紛争の原因たる事實關係につき検査をすることができる。

第七号) 第二条第四項に規定する会社が行う同法による高速道路に関する事業

ロ 鉄道事業法による鉄道事業に関する事業

事業（当該事業に係る路線又はその路線及び当該鉄道事業者若しくは当該鉄道事業者がその路線に係る鉄道線路を譲渡し、若しくは使用させる鉄道事業者が運送を行う上の都府県の区域内にとどまるものを除く。）

の路線と密接に関連する他の路線が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）

の用に供する施設に関する事業

ハ 港湾法による港湾施設で国際戦略港湾、

国際拠点港湾又は重要港湾に係るものに関する事業

二 航空法による飛行場又は航空保安施設で

公共の用に供するものに関する事業

ホ 電気通信事業法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業（その業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する施設に関する事業

ヘ 日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事業

ト 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、特定送配電事業（供給地點が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工

ト 作物に関する事業

チ イからトまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設に関する事業

二 二以上の都道府県の区域内にわたる事

業の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの

であるときは、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行なう。

一 国又は都道府県が起業者である事業

二 事業を施行する土地（以下「起業地」とい

う。）が二以上の都道府県の区域内にわたる事

業の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの

であるときは、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行なう。

三 一の都道府県の区域を超える、又は道の区域

の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの

であるときは、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行なう。

四 事業の認定に関する処分を行なう。

一 仲裁委員は、仲裁を行なう場合におい

て必要があると認めるときは、当事者の申出

により、相手方の占有する土地その他の当該紛争に關係のある場所に立ち入り、当該紛争の原因たる事實關係につき検査をすることができる。

二 仲裁委員は、前項の規定による報告をしたときは、当然に退任するものとする。

(仲裁の手続等)

第十五条の六 この法律に規定する事項を除き、あつせんの申請の手続その他あつせんに関する事項は、政令で定める。

以内に、事業の認定に関する処分を行なうよう努めなければならない。

(事業認定申請書)

第十八条 起業者は、第十六条の規定による事業の認定を受けようとするとときは、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前条第一項又は第二十七条第二項の場合においては国土交通大臣に、前条第二項の場合においては都道府県知事に提出しなければならない。

一条 第二項の場合は、起業者の名稱

二 事業の種類

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

四 事業の認定を申請する理由

五 起業地及び事業計画を表示する図面

六 起業地内にとどまるものを除く。）の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

七 第十五条の十四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面

八 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

九 起業者が意見を求めた日から三週間を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添付することを要しない。

一〇 これはこれらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

一一 事業の施行に關して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類

一二 起業地内に第四条に規定する土地があることを証する書面

一三 起業地内に第四条に規定する土地があると

一四 土地の管理者の意見書

一五 起業地内にある土地の利用について法令の

一六 規定による制限があるときは、当該法令の施

一七 規定による権限を有する行政機関の意見書

一八 事業の施行に關して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類

一九 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

二〇 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

二一 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

二二 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

二三 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

二四 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

二五 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

二六 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

二七 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

二八 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

二九 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

三〇 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

三一 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

三二 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

三三 前項第四号から第六号までに掲げる意見書

以内に、事業の認定に関する処分を行なうよう努めなければならない。

(事業認定申請書)

第十九条 前条の規定による事業認定申請書及びその添附書類が同条又は同条に基く国土交通省

令に規定する方式を欠くときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、相当な期間を定めて、その欠陥を補正せなければならない。第二十一条の規定による手数料を納めないと同一種類とする。

起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにかかわらず、その定められた期間内に欠陥の補正をしないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書を却下しなければならない。

(事業の認定の要件)

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するとときは、事業の認定をすることができる。

一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。

二 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。

三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。

四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

(土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取) 第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、第十八条第三項の規定により意見書の添附がなかつたとき、その他必要があると認めるとときは、起業地内にある第四条に規定する土地の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関若しくはその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。ただし、土地の管理者については、その管理者を確知することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

2 事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、第十八条第三項の規定により意見書の添附がなかつたとき、その他必要があると認めるとときは、起業地内にある第四条に規定する土地の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関若しくはその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。ただし、土地の管理者については、その管理者を確知することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

第三条 同じく国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、第十八条第三項の規定により意見書の添附がなかつたとき、その他必要があると認めるとときは、起業地内にある第四条に規定する土地の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関若しくはその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。ただし、土地の管理者については、その管理者を確知することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

2 事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、第十八条第三項の規定により意見書の添附がなかつたとき、その他必要があると認めるとときは、起業地内にある第四条に規定する土地の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関若しくはその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。ただし、土地の管理者については、その管理者を確知することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

第三条 同じく国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、第十八条第三項の規定により意見書の添附がなかつたとき、その他必要があると認めるとときは、起業地内にある第四条に規定する土地の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関若しくはその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。ただし、土地の管理者については、その管理者を確知することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

(公聴会)

第二十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合に

おいて、当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第二項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたときはその他必要があると認められるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めるなければならない。

2 前項の規定による公聴会を開こうとするときは、起業者の名称、事業の種類及び起業地並びに公聴会の期日及び場所を一般に公告しなければならない。ただし、第二十四条の規定による公聴会の手続きに関する必要な事項は、国土交

(事業認定申請書の送付及び縦覧)

第二十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請書及びその添附書類のうち当該市町村に関する部分の写を送付しなければならない。

2 申請書及びその添附書類のうち当該市町村に関する部分の写を送付しなければならない。

3 公聴会の手続きに関する必要な事項は、国土交

通省令で定める。

(社会資本整備審議会等の意見の聴取)

第二十五条の二 国土交通大臣は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条の規定による公聴会の手続きに関する必要な事項は、国土交通大臣が、事業の認定をしようとする場合に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類のうち当該市町村に関する部分の写を送付しなければならない。

2 事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請書及びその添附書類のうち当該市町村に関する部分の写を送付しなければならない。

3 公聴会の手続きに関する必要な事項は、国土交

通省令で定める。

(起業地を表示する図面の長期縦覧)

第二十六条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十四条の規定によつて事業の認定をしたときは、直ちに、起業地を表示する図面を、事業の認定が効力を失う日又は第三十条の二において準用する第三十条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第二十四条第一項の規定により送付を受けた起業地を表示する図面を、事業の認定が効力を失う日又は第三十条の二において準用する第三十条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町

村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

(事業の認定に関する処分を行う機関の特例)

第二十七条 起業者は、左の各号の一に該当するときは、国土交通大臣に対し事業の認定を申請することができる。この場合においては、起業者は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき

3 第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町

村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

(事業の認定に関する処分の提出)

第二十八条 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、第二項の規定による手続を行なうことができる。

2 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、第二項の規定による手続を行なうことができる。

3 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき

4 国土交通大臣は、第一項第二号の規定による

申請を受けたときは、あらかじめ公害等調整委員

も事業の認定に関する処分を行わないとき。

1 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき

2 都道府県知事が第十八条の規定による事業認定申請書を受理した日から三月を経過して

も事業の認定に関する処分を行わないとき。

3 第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町

村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

(事業の認定の告示)

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、

2 第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町

村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

(事業の認定の告示)

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、

2 第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町

村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

(利害関係人の意見書の提出)

第三十条 前項の規定による公聴会の提出があつたときは、事業の認定について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、国土交通大臣が認定に開す

る処分を行おうとする事業について、前項の規

定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

3 第二十四条第四項及び第五項の規定によつて指示された期間内に処分を行わないと

自ら事業の認定に関する処分を行なうことを

指しすることが適當ないと認めるときは、都

道府県知事及び起業者にあらかじめ自ら事業の

認定に関する処分を行なうことを通知した上で、

自ら事業の認定に関する処分を行なうことができる。

4 国土交通大臣は、都道府県知事が前項の規定

によつて指示された期間内に処分を行わないと

自ら事業の認定に関する処分を行なうことを

指しすることが適當ないと認めるときは、都

道府県知事及び起業者にあらかじめ自ら事業の

認定に関する処分を行なうことを通知した上で、

自ら事業の認定に関する処分を行なうことができる。

5 前項の規定による国土交通大臣の通知を受けた後においては、都道府県知事は、当該事件に

第一節 調書の作成

(土地物件調査権)

第三十五条 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、事業の準備のため又は次条第一項の土地調書及び物件調書の作成のために、その土地又はその土地にある工作物に立ち入つて、これを測量し、又はその土地及びその土地若しくは工作物にある物件を調査することができる。

2 前項の規定によつて土地又は工作物に立ち入るうとする者は、立ち入りうとする日の三日前までに、その日時及び場所を当該土地又は工作物の占有者に通知しなければならない。

3 第十二条第三項及び第四項、第十三条並びに第十五条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、

4 第十二条第三項中「前条第三項」とあり、又は第十三条及び第十五条第一項中「第十一條第三項」とあるのは、「第三十五条第一項」と、第十二条第三項及び第四項中「又はかき、さく等で囲まれた土地」とあるのは、「若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は工作物」と、同条第三項中「証票及び都道府県知事の許可証（起業者が国又は地方公共団体である場合を除く。）」とあり、又は同条第三項中「土地又は障害物」とあるのは「土地又は工作物」と、第十五条第一項中「証票及び都道府県知事の許可証を、第一号に掲げる場合に附記して署名押印するもの」とする。

（土地調査及び物件調査の作成）

5 前項の場合において、市町村長が署名押印を拒んだときは、都道府県知事は、起業者の申請により、当該都道府県の職員のうちから立会人を指名し、署名押印させなければならない。

6 前二項の規定による立会人は、起業者又は起業者に対し第六十一条第一項第二号又は第三号の規定に該当する関係にある者であつてはならない。

（土地調査及び物件調査の作成手続の特例）

7 第三十六条の二 起業者は、第一号に掲げる場合に附けて前条第一項の土地調査を、第二号に掲げる場合に附けては同項の物件調査を、それぞれ、同条第二項から第六項までに定める手続に代えて、次項から第七項までに定める手続により作成することができる。

一 収用し、又は使用しようとする一筆の土地の所有者及び当該土地に関する権利を有する関係人（これらの者うち、起業者が過失がない者を除き、一人当たりの補償金の平均額に照らして著しく低い額として政令で定める額以下である者に限る。）が、百人を超えると見込まれる場合

2 前項の規定により土地調査及び物件調査を作成する場合において、起業者は、自ら土地調査及び物件調査に署名押印し、土地所有者及び関係人（起業者が過失がない者を除く。以下この節において同じ。）を立ち会わせた上、土地調査及び物件調査に署名押印させなければならない。

3 前項の場合において、土地所有者及び関係人のうち、土地調査及び物件調査の記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を当該調査に附記して署名押印することができる。

（土地調査及び物件調査の作成）

第三十六条 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、起業者は、土地調査及び物件調査を作成しなければならない。

2 前項の規定により土地調査及び物件調査を作成する場合において、起業者は、自ら土地調査及び物件調査に署名押印し、土地所有者及び関係人（起業者が過失がない者を除く。以下この節において同じ。）を立ち会わせた上、土地調査及び物件調査に署名押印させなければならない。

3 前項の場合において、土地所有者及び関係人のうち、土地調査及び物件調査の記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を当該調査に附記して署名押印することができる。

4 第二項の場合において、土地所有者及び関係人のうちに、同項の規定による署名押印を拒んだ者は、同項の規定による署名押印を求められたにもかかわらず相当の期間内にその責めに帰すべき事由によりこれをしない者又は同項の規定による署名押印をすることができない者があるときは、起業者は、市町村長の立会い及び署名押印を求めなければならない。この場合において、市町村長は、当該市町村の職員を立ち会わせ、署名押印させることができる。

5 前項の場合において、市町村長が署名押印を拒んだときは、都道府県の職員のうちから立会人を指名し、署名押印させなければならない。

6 前二項の規定による立会人は、起業者又は起業者に対し第六十一条第一項第二号又は第三号の規定に該当する関係にある者であつてはならない。

（土地調査及び物件調査の作成）

7 第三十六条の二 起業者は、土地所有者、関係人に氏名及び住所が記載されている土地所有者及び関係人に対し、同項の規定による公告があつた旨の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、同項の規定による公告の日から一週間以内に発しなければならない。

6 第三項の規定による公告に係る土地調査又は物件調査に記載されている土地所有者及び関係人は、当該土地調査又は物件調査の記載事項が真実でない旨の異議を有するときは、同項の縦覧期間内に、起業者に対し、国土交通省令で定めるところにより、その内容を記載した異議申出書を提出することができる。

5 起業者は、第三項の規定による公告があつたときは、当該公告に係る土地調査又は物件調査に氏名及び住所が記載されている土地所有者及び関係人に対し、同項の規定による公告があつた旨の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、同項の規定による公告の日から一週間以内に発しなければならない。

4 第二十四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による公告及び縦覧について準用する。

3 前項の場合において、市町村並びにその権利の種類及び内容

より、土地調査又は物件調査の写しを添付した申出書を提出しなければならない。

4 調査を作成した年月日

5 その他必要な事項

3 物件が建物であるときは、前項に掲げる事項の外、建物の種類、構造、床面積等を記載し、実測平面図を添附しなければならない。

4 土地調査及び物件調査の様式は、国土交通省令で定める。

（測量等が著しく困難な場合の土地調査及び物件調査の作成）

3 第三十七条の二 起業者は、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに第三十六条第一項の土地調査又は物件調査の作成のための第三十五条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたため、同項の規定により測量又は調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができ程度でこれらの調査を作成すれば足りるものとする。この場合においては、これらの調査にその旨を付記しなければならない。

2 第三十六条第三項の規定によつて異議を付記した者及び第三十六条の二第六項の規定によつて異議申出書を提出した者がその内容を述べる場合を除き、第三十六条から前条までの規定によつて作成された土地調査及び物件調査の記載事項の真否について異議を述べることができない。ただし、その調査の記載事項が真実に反していることを立証するときは、この限りでない。

（土地調査及び物件調査の記載事項）

3 第三十七条 第三十六条第一項の土地調査には、収用し、又は使用しようとする土地について、次に掲げる事項を記載し、実測平面図を添付しなければならない。

4 調査を作成した年月日

5 その他必要な事項

（収用又は使用の裁決の申請）

第三十九条 起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地の面積による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用的裁決を申請することができる。

2 土地所有者又は土地に関する権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、自己の権利に係る土地について、起業者に対し、前項の規定による申請をすべきことを請求することができる。ただし、一団の土地については、当該収用又は使用に因つて残

3 物件に関する権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容

4 調査を作成した年月日

5 その他必要な事項

3 物件が建物であるときは、前項に掲げる事項の外、建物の種類、構造、床面積等を記載し、実測平面図を添附しなければならない。

4 土地調査及び物件調査の様式は、国土交通省令で定める。

（測量等が著しく困難な場合の土地調査及び物件調査の作成）

3 第三十七条の二 起業者は、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに第三十六条第一項の土地調査又は物件調査の作成のための第三十五条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたため、同項の規定により測量又は調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ことができ程度でこれらの調査を作成すれば足りるものとする。この場合においては、これらの調査にその旨を付記しなければならない。

2 第三十六条第三項の規定によつて異議を付記した者及び第三十六条の二第六項の規定によつて異議申出書を提出した者がその内容を述べる場合を除き、第三十六条から前条までの規定によつて作成された土地調査及び物件調査の記載事項の真否について異議を述べことができない。ただし、その調査の記載事項が真実に反していることを立証するときは、この限りでない。

（土地調査及び物件調査の記載事項）

3 第三十七条 第三十六条第一項の土地調査には、収用し、又は使用しようとする土地の面積による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用的裁決を申請することができる。

2 土地所有者又は土地に関する権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、自己の権利に係る土地について、起業者に対し、前項の規定による申請をすべきことを請求することができる。ただし、一団の土地については、当該収用又は使用に因つて残

地となるべき部分を除き、分割して請求することができない。

第三項 前項の規定による請求の手続に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

(裁決申請書)

第四十条 起業者は、前条の規定によつて収用委員会の裁決を申請しようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、裁決申請書に次に掲げる書類を添付して、これを収用委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面

二 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
イ 在、地番及び地目

ロ 収用し、又は使用しようとする土地の面積(土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む)。

ハ 土地を使用しようとする場合において

ニ 土地所有者及び土地に関する権利を有する関係人の氏名及び住所

ホ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

ヘ 権利を取得し、又は消滅させる時期

三 第三十六条第一項の土地調査又はその写し

前項第二号ニに掲げる事項に関する起業者が過失がなくて知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添附書類に記載することを要しない。

(裁決申請書の欠陥の補正)

第四十一条 第十九条の規定は、前条の規定による裁決申請書及びその添附書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは、「第四十条」と、「事業認定申請書」とあるのは、「裁決申請書」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは、「収用委員会」と読み替えるものとする。

(裁決申請書の送付及び総覧)

第四十二条 収用委員会は、第四十条第一項の規定による裁決申請書及びその添附書類を受理したときは、前条において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、市町村別に当該市町村に関する部分の写を当該市町村長に送付するとともに、添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、直ちに、裁決の申請があつた旨及び第四十条第一項第二号イに掲げる事項を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の総覧に供しなければならない。

第四十三条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地所有者及び関係人は、同条の総覧期間内に、収用委員会に意見書を提出することができる。但し、総覧期間が経過した後において意見書が提出された場合においても、収用委員会は、相当の理由があると認めるときは、当該意見書を受理することができる。

2 前条第二項の規定による公告があつたときは、その公告があつた土地及びこれに関する権利について仮処分をした者その他損失の補償の決定によって権利を害される虞のある者(以下「準関係人」と総称する。)は、収用委員会の審理が終るまでは、自己の権利が影響を受ける限度において、損失の補償に関する意見書を提出することができる。

3 土地所有者、関係人及び準関係人は、前二項の規定による意見書において、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを記載することができない。

2 第一項又は第二項の規定による意見書に、前項に規定する収用委員会の審理と関係がない事項が記載されている場合における第六十三条第一項の規定の適用については、初めから当該事項の記載がなかつたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による意見書に、前項に規定する収用委員会の審理と関係がない事項が記載されている場合における第六十三条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する裁決の公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する総覧期間を経過した後、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより裁決手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、申請に係る土地を管轄する登記所に、その土地及びその土地に関する権利について、収用又は使用的の裁

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、直ちに、裁決の申請があつた旨及び第四十条第一項第二号イに掲げる事項を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の総覧に供しなければならない。

第四十四条 第三十六条第一項の土地調査の作成前に第三十九条第二項の規定による請求があつたときは、第四十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登記簿に現われた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、添付することを要しない。

2 起業者は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決を申請したときは、第三十六条第一項の土地調査の作成後、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による添付書類の中省略された部分を補充しなければならない。この場合において、そ
の規定により第二項の規定による公衆の総覧に供しなければならない書類の送付を求めることができる。

3 市町村長が第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても第二項の規定による手続を行なわない場合に準用する。この場合において、同条第四項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

4 第二十四条第四項から第六項までの規定は、市町村長が第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても第二項の規定による手続を行なわない場合に準用する。この場合において、同条第四項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

5 都道府県知事は、収用委員会に対して前項の規定により第二項の規定による公衆の総覧に供しなければならない書類の送付を求めることができる。

6 都道府県知事は、第四項の規定により第二項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に通知しなければならない。

2 起業者は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、収用委員会は、第四十一条において準用する第十一条の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、申請に係る土地が所在する市町村の長並びに添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、通知に係る土地について裁決の申請があつた旨を二週間公告しなければならない。

3 第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替えるものとする。

(裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の嘱託)

3 土地所有者、関係人及び準関係人は、前二項の規定による意見書において、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを記載することができない。

2 第一項又は第二項の規定による意見書に、前項に規定する収用委員会の審理と関係がない事項が記載されている場合における第六十三条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する裁決の公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する総覧期間を経過した後、遅滞なく、審理を開始しなければならない。

2 収用委員会は、審理を開始する場合においては、起業者、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人並びに第四十三条又は第八十七条の規定によつて意見書を提出した者に、だしおの規定によつて意見書を提出した者にあらかじめ審理の期日及び場所を通知しなければならない。

3 収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努めなければならない。

第三節 换價金の支払請求

(補償金の支払請求)

第四十六条の二 土地所有者又は土地に関する権利を有する関係人(先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者は仮差押債権者である関係人を除く。)は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、第四十八条第一項の規定による裁決前であつても、起業者に対し、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金(第七十六条第三項の規定によるものを除く。)の支払を請求することができる。第三十九条第二項ただし書及び第三項の規定は、この場合に準用する。

2 前項の規定による補償金の支払の請求は、第三十九条第二項の規定による請求とあわせてしなければならない。ただし、既に、起業者が同条第一項の規定による収用若しくは使用的の裁決の申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が同条第二項の規定による請求をしているときは、この限りでない。

3 裁決手続開始の登記前から差押え又は仮差押えの執行がされている権利(当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売によつて消滅すべき権利を含む。)については、第一項の規定による補償金の支払の請求は、その執行ができない。差押え又は仮差押えの執行前に同項の規定による補償金の支払の請求がされた権利について、差押え又は仮差押えの執行後に裁決手続開始の登記がされたときは、同項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

(残地收回等による補償金の支払請求)
第四十六条の三 第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による収用の請求を前提とする前条第一項の規定による補償金の支払の請求は、あらかじめ、第八十七条の規定によりその収用の請求に必要な手続をした場合に限つてす(見積りによる補償金の支払)

第四十六条の四 起業者は、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、二月以内に自己の見積りによる補償金を支払わなければならぬ。ただし、裁決手続開始の登記がされていないときは、その登記がされた日から一週間に以内に支払えなければならない。

2 第九十五条第二項(第四号を除く。)及び第四項後段、第九十九条第一項及び第三項並びに

第百四条の規定は、前項の規定によつて支払うべき補償金について準用する。この場合において、第九十五条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」と、第一百四条中「が収用され、又は使用された」とあるのは「について、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求がされた」と、「第四十六条の四第一項の規定によつて」であるのは「第四十六条の四第一項の規定によつて」とあるものとする。

起業者は、前項において準用する第百四条の規定により権利を行なうことができる者に対しても、第一項の規定による補償金の支払前にあらかじめ、その支払をする旨を通知しなければならない。

3 起業者は、前項において準用する第百四条の規定により権利を行なうことができる者に対しても、第一項の規定による補償金の支払前にあらかじめ、その支払をする旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定による支払期限前に権利取得裁決の裁決書の正本が起業者に送達されたときは、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

第四節 裁決

(却下の裁決)

第四十七条 収用又は使用的の裁決の申請が左の各号の一に該当するときその他この法律の規定に違反するときは、収用委員会は、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

(収用又は使用的の裁決)

1 申請に係る事業が第二十六条第一項の規定によつて告示された事業と異なるとき。

(収用又は使用的の裁決)

2 収用又は使用的の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

(明渡裁決の申立て等)

3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人

土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を収用委員会に提出しなければならない。

一 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ 土地の所在、地番及び地目

ロ 土地にある物件の種類及び数量(物件が分割されることになる場合においては、その全額の全部の物件の数量を含む。)

ハ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

内訳

ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

二 第三十六条第一項の物件調書又はその写し

三 第四十四条第二項の規定は、前項第一号ハに掲げる事項の記載について準用する。

4 第三十七条の二に規定する場合においては、第一項第一号の書類に記載すべき事項のうちロに掲げる事項については、第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

5 第三十九条第一項前段の規定は、第一項に規定する書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第四十七条の三第一項から第四項まで」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「書類」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

6 第一項から前項までに定めるもの外、明渡裁決の申立ての手続に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

(書類の送付及び総覧)

7 第四十七条の四 収用委員会は、前条第一項の書類を受理したときは、市町村別に当該市町村に關係がある部分の写しを当該市町村長に送付するとともに、その書類に記載されている土地所

8 利有者及び関係人に明渡裁決の申立てがあつた旨の通知をしなければならない。

9 第四十二条第二項から第六項まで及び第四十

付を受けた書類の縦覧並びに土地所有者、関係人及び準関係人の意見書の提出について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十七条の三第一項」と、「第四十条第一項第二号イ」とあるのは「同項第一号イ」と読み替えるものとする。

第四十八条 権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間

二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償

三 権利を取得し、又は消滅させる時期(以下「権利取得の時期」という。)

4 その他この法律に規定する事項

5 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、第四十条第一項の規定による請求があつた場合においては、その請求の範囲内において裁決することができる。

6 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、第六十五条第一項第一号の規定に基づいて提出された意見書によつて起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲内で、且つ、事業に必要な限度において裁決しなければならない。但し、第七十六条第一項又是第八十二条第一項に掲げる事項については、第四十条第一項の規定による請求があつた場合においては、その請求の範囲内において裁決することができる。

7 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、第六十五条第一項第一号の規定に基づいて提出された意見書によつて起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。

8 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前二項の規定によるのほか、当該補償金を受けるべき土地所有者及び関係人の氏名及び住所を明らかにして裁決しなければならない。ただし、土地所有者又は関係人の氏名又は住所を確認することができないときは、当該事項については、この限りでない。

9 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前二項の規定によるのほか、土地に関する所有権以外の権利に関して争いがある場合において、裁決の時期までにその権利の存否が確定しないときは、当該権利が存するものとして裁決しなければならない。この場合においては、裁決の後に土地に関する所有権以外の権利が存しないことが確定した場合における土地

所有者の受けるべき補償金をあわせて裁決しなければならない。
(明渡裁決)

第四十九条 明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 前条第一項第二号に掲げるものを除くその他他の損失の補償

二 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限(以下「明渡しの期限」という。)

三 その他この法律に規定する事項

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項第一号に掲げる事項について準用する。(和解)

第五十条 収用委員会は、審理の途中において、何時でも、起業者、土地所有者及び関係人に和解を勧めることができる。

2 収用し、又は使用しようとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員との間に第四十八条第一項各号又は前条第一項各号に掲げるすべての事項に関して和解がととのつた場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するとときは、収用委員会は、起業者、土地所有者及び関係人の申請により、和解調書を作成することができる。

3 前項の和解調書には、第四十八条第一項各号又は前条第一項各号に掲げるすべての事項を記載し、収用委員会の会長及び和解調書の作成に加わった委員並びに起業者、土地所有者及び関係人が、これに署名押印しなければならない。

4 和解調書の正本には、収用委員会の印章を押し、これを起業者、土地所有者及び関係人に送達しなければならない。

5 第三項の規定による和解調書が作成されたときは、この法律の適用については、権利取得裁決又は明渡裁決があつたものとみなす。この場合において、起業者、土地所有者及び関係人は、和解の成立及び内容を争うことができない。

第五章 収用委員会

第一節 組織及び権限

(設置)

第五十一条 この法律に基く権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に、収用委員会を設置する。

2 収用委員会は、独立してその職権を行う。(組織及び委員)

第五十二条 収用委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 収用委員会には、就任の順位を定めて、二人以上の予備委員を置かなければならない。

一 収用委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

二 収用委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

三 委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に関するすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断ができる者のうちの者が任命する。

4 委員及び予備委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

5 委員及び予備委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、都道府県の議会の閉会又は解散のためにその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、第三項の規定にかかるわらず、都道府県の議会の同意を得ないで委員及び予備委員を任命することができます。

6 前項の場合においては、任命後最初の議会での承認を得なければならぬ。この場合において、議会の承認を得ることができないときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

7 委員及び予備委員は、非常勤とする。ただし、政令で定める都道府県の収用委員会の委員は、都道府県知事は、政令で定めるところにより、常勤とすることができる。

(委員の任期)

第五十三条 委員及び予備委員の任期は、三年とする。

(委員の欠格条項)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員及び予備委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(身分保障)

第五十五条 委員及び予備委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

(会議及び審理)

第五十六条 収用委員会の会議は、会長が招集する。

2 収用委員会は、会長及び三人以上の委員出席がなければ、会議を開き、又は議決をすることができない。

3 収用委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 収用委員会が第五十五条第一項各号の規定による議決をする場合においては、前項の規定にかかるわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員及び予備委員は、都道府県の条例で定めるところにより、給与を受ける。

(収用委員会の事務の整理)

第五十七条 委員及び予備委員は、都道府県の条例で定めるところにより、給与を受ける。

(会員の任期)

第五十八条 委員及び予備委員は、都道府県の職員のうちから会長の同意を得て任命する。

(給与)

第五十九条 収用委員会は、都道府県の内部組織において収用委員会の事務を整理させることができ

(委員の除斥)

第六十条 収用委員会は、必要があると認めるとときは、審理又は調査に関する事務(裁決及び決定を除く。)の一部を委員に委任することができる。

2 収用委員会又は前項の規定により委任を受けた委員(以下「指名委員」という。)は、必要があると認めるときは、第六十五条第一項第三号に規定する事務を、収用委員会の事務を整理する職員に行なわせることができる。

(収用委員会の事務の委任)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員として収用委員会の会議若しくは審理に加わり、又は議決をすることができない。

一 起業者、土地所有者及び関係人

二 起業者、土地所有者及び関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、保佐人及び補助人

三 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社その他の法人が起業者、土地所有者及び関係人である場合において、当該株式会社の取締役、執行役及び監査役、当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員及び業務を執行する有限責任社員、当該合同会社の業務を執行する社員その他當該法人の理事、監事その他のこれらに準ずる職務権限を有する者

四 委員のうち一人以上が前項の規定に該当するため委員の数が減少して、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができないときは、予備委員が就任の順位に従つて、会長の指名により臨時に補充されるものとする。

(審理の公開)

第六十二条 収用委員会の審理は、公開しなければならない。但し、収用委員会は、審理の公正

第二節 会議及び審理

(会議及び審理)

が害される虞があるときは、他の公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。
(意見を述べる権利等)

第六十三条 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十条第一項の規定によつて提出された裁決申請書の添付書類又は第四十三条第一項の規定によつて提出し、若しくは受理された意見書に記載された事項については、第六十五条第一項第一号の規定によつて意見書の提出を命ぜられた場合又は第二項に規定する場合を除いては、これを説明する場合に限り、収用委員会の審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

第二章 起業者 土地所有者及び関係人は、損失の補償に関する事項については、収用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

第三章 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを前二項の規定による意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べることができない。

第四章 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第四十三条第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は第一項若しくは第二項の規定によつて意見書により、若しくは口頭で述べた意見の内容を証明するために、収用委員会に対して資料を提出すること、必要な見書によつて意見書によつて意見書により、若しくは土地若しくは物件を実地に調査すること又は土地若しくは物件を実地に調査することを申し立てることができる。

第五章 (会長又は指名委員の審理指揮権)

第六十四条 収用委員会の審理の手続は、会長又は指名委員が指揮する。

第六十五条 会長又は指名委員は、起業者、土地所有者及び関係人が述べる意見、申立、審問その他の行為が既に述べた意見又は申立て重複するとき、裁決の申請に係る事件と関係がない事項にわたりときその他相当でないと認めるときは、これを制限することができます。

3 会長又は指名委員は、収用委員会の公正な審理の進行を妨げる者に対しても、退場を命ずることができる。

第六十五条 (審理又は調査のための権限等)

収用委員会は、第六十三条第四項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認められるときは、次に掲げる処分をすることができること。

一 起業者、土地所有者若しくは関係人又は参考人に出頭を命じて審問し、又は意見書若しくは資料の提出を命ずること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 現地について土地又は物件を調査すること。

4 前項第二号の規定によつて鑑定人に土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の価格を鑑定させるときは、当該鑑定人のうち少なくとも一人は、不動産鑑定士でなければならぬ。

5 第六十条の二の規定によつて委員又は職員があつたときは、これを示さなければならない。

6 第一条第一項各号の一に該当する者であつてはならない。

7 収用委員会は、共同の利益を有する土地所有者又は関係人が著しく多数である場合において、審理の円滑な進行のため必要があると認められるときは、当該土地所有者又は関係人に対し、二以上上の代表当事者が選定されている行為を妨げる者に対することは、他の公益上必要があると認めるとき、又は二人以上の代表当事者が選定されている場合は、二人以上の代表当事者が選定され、他の行

5 代表当事者が選定されたときは、代表当事者を除く選定者は、代表当事者を通じてのみ、前項に規定する行為をすることができる。

第六十六条 収用委員会の裁決の会議は、公開しない。

裁決は、文書によつて行う。裁決書には、その理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

第六十七条 削除

第六章 損失の補償

第一節 収用又は使用に因る損失の補償

(損失を補償すべき者)

第一項第二号の規定による鑑定人は、第六十条第一項各号の一に該当する者であつてはならない。

6 第一条の規定による鑑定人又は参考人に對しては、条例で定めるところにより、旅費及び手当を給する。

(代表当事者)

第六十五条の二 共同の利益を有する多数の土地所有者又は関係人は、その中から、全員のため

に収用委員会の審理において当事者となるべき者(以下「代表当事者」という)を三人以内で選定することができる。

6 第一条の規定による鑑定人又は参考人に對しては、条例で定めるところにより、旅費及び手当を給する。

(個別払の原則)

第六十九条 損失の補償は、土地所有者及び関係人に、各人別にしなければならない。但し、各人別に見積ることが困難であるときは、この限りでない。

(損失補償の方法)

第七十条 損失の補償は、金銭をもつてするものによる選定の取消し及び変更は、書面をもつて証明しなければならない。

3 第二項の規定による選定並びに前項の規定による選定の取消し及び変更は、書面をもつて証明することができる。

4 代表当事者を選定した土地所有者又は関係人(以下「選定者」という)は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

(土地等に対する補償金の額)

第七十一条 収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。

4 代表当事者は、各自、他の選定者のために、収用委員会の審理に関する一切の行為をすることができる。

第七十二条 前条の規定は、使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額について準用する。この場合において、同条中「近傍類地の取引価格」とあるのは、「その土地及び近傍類地の地代及び借賃」と読み替えるものとする。

第六十八条 土地を収用し、又は使用することに因つて土地所有者及び関係人が受ける損失は、起業者が補償しなければならない。

第六十九条 損失の補償は、土地所有者及び関係人に、各人別にしなければならない。但し、各人別に見積ることが困難であるときは、この限りでない。

第七十条 損失の補償は、金銭をもつてするものによる選定の取消し及び変更は、書面をもつて証明することができる。

2 前項の規定によつて収用の請求がされた残地の一部を収用することに因つて、残地を從来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、土地所有者は、その全部の収用を請求することができる。

3 第二項の規定によつて収用の請求がされた土地に關する所有権以外の権利に対しても、第七十一条の規定にかかわらず、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した権利取得裁決の時における相当な価格をもつて補償しなければならない。

4 代表当事者は、各自、他の選定者のために、

(移転料の補償)

第七十七条 収用し、又は使用する土地に物件があるときは、その物件の移転料を補償して、こ

れを移転させなければならない。この場合において、物件が分割されることとなり、その全部を移転しなければ從来利用していた目的に供することができる。

(移転困難な場合の収用請求権)

第七十八条 前条の場合において、物件を移転することが著しく困難であるとき、又は物件を移転することに因つて從来利用していた目的に供することができるが著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができます。

(移転料多額の場合の収用請求権)

第七十九条 第七十七条の場合において、移転料が移転しなければならない物件に相当するものを取得するのに要する価格をこえるときは、起業者は、その物件の収用を請求することができます。

(物件の補償)

第八十条 前二条の規定によつて物件を収用する場合において、収用する物件に対しては、近傍同種の物件の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならない。

(原状回復の困難な使用の補償)

第八十一条 土地を使用する場合において、使用の方法が土地の形質を変更し、該当土地を原状に復することを困難にするものであるときは、これによつて生ずる損失をも補償しなければならない。

(土地の使用による収用の請求)

第八十二条 土地を使用する場合において、土地の使用による収用金の額については、第七十一条の例による。

第八十三条 土地の使用による収用の請求がされたときは、この限りでない。

前項の規定によつて収用の請求がされた土地に関して権利を有する關係人は、収用委員会に對して從前の権利の存続を請求することができ、起業者がその権利の使用の裁決の申請をして

たものとみなして、第一項の規定に基づく請求に係る裁決とあわせて裁決するものとする。

(替地による補償)

第八十二条 土地所有者又は關係人（先取特権を有する者、質権者、抵當権者及び第八条第四項の規定により關係人に含まれる者を除く。以下この条及び第八十三条において同じ。）は、收用される土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の全部又は一部に代えて土地又は土地に関する所有権以外の権利（以下「替地」と総称する。）をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

第八十三条 土地所有者又は關係人が起業者の所有する特定の土地を指定して前項の規定による要求をした場合において、収用委員会は、その要求が相当であり、且つ、替地の譲渡が起業者の事業又は業務の執行に支障を及ぼさないと認めるときは、権利取得裁決において替地による損失の補償の裁決をすることができる。

第八十四条 土地所有者又は關係人が土地を指定しないで、又は起業者の所有に属しない土地を指定しようとする替地について、土地所有者又は關係人が同意したときは、収用委員会は、替地による損失の補償の裁決をすることができる。

第八十五条 前項の規定による勧告に基いて起業者が提供しようとする替地について、土地所有者又は關係人が同意したときは、収用委員会は、替地による損失の補償の裁決をすることができる。

第八十六条 前項の規定による勧告があつた場合において、国又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は国の所有する土地で、公又は公共用に供し、又は供するものと決定したもの以外のものであつて、且つ、替地として相当と認められるものがあるときは、その譲渡のあつ旋を収用委員会に申請することができる。

第八十七条 第七十六条第一項及び第二項、第七十七条から第七十九条まで並びに第八十一条第一項及び第二項の規定による請求、第八十二条第一項、第八十三条第一項、第八十四条第一項、第八十五条第一項及び前条第一項の規定による請求は、第四十三条第一項（第四十七条の全部又は一部を取得する。）の場合は第六十三条第二項の規定による意見書又は第六十五条第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつてしなければならない。ただし、第七十六条第一項及び第八十一第一条第一項の規定による請求は、第四十三条の縦覧期間前に提出することによつてすることができる。

第八十八条 第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条及び第八十一条の二に規定する損失の補償の外、離作物、當業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他土地を収用し、又は使用することに因つて土地所有者又は關係人が通常受けける損失は、補償しなければならない。

第八十九条 第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条及び第八十一条の二に規定する損失の補償の外、離作物、當業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他の損失の補償による請求は、明渡裁決において工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

第九十条 収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、明渡裁決において工事の内容及び工事を完了すべき時期を定めて、工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

第九十一条 第七十七条に規定する場合において、起業者又は物件の所有者は、移転料の補償

される土地が耕作を目的とするものであるときは、その要求にあわせて、収用される土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金に代る範囲内において、同条第七項の規定の趣旨により、替地となるべき土地について、起業者が耕地の造成を行ふことを収用委員会に要求することができる。

(宅地の造成)

第八十六条 第七十七条の規定により建物を移転しようとする場合において、移転先の土地が宅地以外の土地であるときは、土地所有者又は關係人は、第七十一条、第七十二条、第七十四条の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

第八十七条 第七十六条第一項及び第二項、第七十七条から第七十九条まで並びに第八十一条第一項及び第二項の規定による請求、第八十二条第一項、第八十三条第一項、第八十四条第一項、第八十五条第一項及び前条第一項の規定による請求は、第四十三条第一項（第四十七条の全部又は一部を取得する。）の場合は第六十三条第二項の規定による意見書又は第六十五条第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつてしなければならない。ただし、第七十六条第一項及び第八十一第一条第一項の規定による請求は、第四十三条の縦覧期間前に提出することによつてすることができる。

第八十八条 第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条及び第八十一条の二に規定する損失の補償の外、離作物、當業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他の損失の補償による請求は、明渡裁決において工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

第八十九条 第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条及び第八十一条の二に規定する損失の補償の外、離作物、當業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他の損失の補償による請求は、明渡裁決において工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

第九十条 収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、明渡裁決において工事の内容及び工事を完了すべき時期を定めて、工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

第九十一条 第七十七条に規定する場合において、起業者又は物件の所有者は、移転料の補償

に代えて、起業者が当該物件を移転することを収用委員会に要求することができる。

(耕地の造成)

第八十七条 第七十六条第一項及び第二項、第七十七条から第七十九条まで並びに第八十一条第一項及び第二項の規定による請求は、第四十三条第一項（第四十七条の全部又は一部を取得する。）の場合は第六十三条第二項の規定による意見書又は第六十五条第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつてしなければならない。ただし、第七十六条第一項及び第八十一第一条第一項の規定による請求は、第四十三条の縦覧期間前に提出することによつてすることができる。

第八十八条 第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条及び第八十一条の二に規定する損失の補償の外、離作物、當業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他の損失の補償による請求は、明渡裁決において工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

第八十九条 第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条及び第八十一条の二に規定する損失の補償の外、離作物、當業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他の損失の補償による請求は、明渡裁決において工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

第九十条 収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、明渡裁決において工事の内容及び工事を完了すべき時期を定めて、工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

第九十一条 第七十七条に規定する場合において、起業者又は物件の所有者は、移転料の補償

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

(損失補償の制限)

第八十九条 土地所有者又は関係人は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の後に、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて都道府県知事の承認を得た場合を除くの外、これに関する損失の補償を請求することができない。

2 土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置がもつぱら補償の増加のみを目的とすると認められるとときは、都道府県知事は、前項に規定する承認をしてはならない。

3 土地の形質の変更について、土地所有者又は関係人が第二十八条の三第一項の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による承認があつたものとみなす。

(起業利益との相殺の禁止)

第九十条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用する場合において、当該土地を収用し、又は使用する事業の施行に因つて残地の価格が増加し、その他残地に利益が生ずることがあつても、その利益を収用又は使用に因つて生ずる損失と相殺してはならない。

(補償請求者に関する特例)

第九十一条 第四十六条の一第一項の規定による補償金の支払の請求があつた土地又は土地に関する所有権以外の権利については、第七十一

条中「権利取得裁決の時」とあるのは、「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」とする。

(差額及び加算金の裁決)

第九十二条 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合においては、収用委員会は、権利取得裁決において次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一起業者が土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金として既に支払つた額限における価額に修正した額

二 前条の規定により読み替えたれた第七十二条の規定によつて算定した補償金の額と前号の額とに過不足があるときは、起業者が支払期

うべき補償金の残額及びその権利者又は起業者が返還を受けることができる額及びその債務者

三 支払を遅滞した補償金に対する加算金

前項第三号に掲げる加算金の額は、第四十六条の四第一項の規定による支払を遅滞した金額について、その支払を遅滞した期間(裁決の時までに支払われなかつた金額については、裁決の時までの期間)の日数につき、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

一 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割以上である期間 年十八・二五パーセント

二 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割未満一割以上である期間 年十一・一七パーセント

三 遅滞額が前条の規定による補償金の額の一割未満である期間 年六・一二五パーセント

(過怠金の裁決)

第九十三条 起業者が第三十九条第二項の規定による請求を受けた日から二週間以内に収用又は使用の裁決の申請をしなかつた場合においては、収用委員会は、権利取得裁決において、起業者が、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人に対し、それらの者が

受けるべき補償金の額につき年十八・二五パーセントの割合により裁決の申請を怠つた期間の日数に応じて算定した過怠金を支払うべき旨の裁決をしなければならない。

第二節 測量、事業の廃止等による損失

(測量、調査等による損失の補償)

第九十四条 第十一条第三項、第十四条又は第三十五条第一項の規定により土地又は工作物に立ち入つて測量し、調査し、障害物を伐除し、又は土地に試掘等を行うことにつつて損失を生じたときは、起業者は、損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

一 前項の規定による損失の補償は、損失があつたことを知つた日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(前三条による損失の補償の裁決手続)

第九十五条 第三条の規定による損失の補償は、起業者と損失を受けた者(前条第一項に規定する工事をすることを必要とする者を含む。以下この条において同じ。)とが協議して定めなければならない。

二 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

三 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所

二 相手方の氏名及び住所

三 事業の種類

四 損失の事実

五 損失の補償の見積及びその内訳

六 協議の経過

第九十六条 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、起業者が事業の全部

若しくは一部を廃止し、若しくは変更し、第二十九条若しくは第三十四条の六の規定によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期

限における価額に修正した額

二 前条の規定により読み替えたれた第七十二条の規定によつて算定した修正率によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期

限における価額に修正した額

二 前条の規定により読み替えたれた第七十二条の規定によつて算定した修正率によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期

限における価額に修正した額

二 前項第二項の規定は、前項において準用する(収用し、又は使用する土地以外の土地に関する損失の補償)

三 土地を収用し、又は使用(第一百二十三条第一項又は第一百二十三条规定による)して、その土地を

事業の用に供することにより、当該土地及び残地以外の土地について、通路、溝、垣、さくそ他の工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは修繕し、又は盛土若しくは切土をする必要があると認められるときは、起業者は、これら

の工事をすることを必要とする者の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、起業者又は当該工事をすることを必要とする者は、補償金の全部又は一部に代えて、起業者が当該工事を行うことを要求することができる。

二 前項の規定による損失の補償は、事業に係る工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(前三条による損失の補償の裁決手続)

第九十七条 第三条の規定による損失の補償は、起業者と損失を受けた者(前条第一項に規定する工事をすることを必要とする者を含む。以下この条において同じ。)とが協議して定めなければならぬ。

二 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

三 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所

二 相手方の氏名及び住所

三 事業の種類

四 損失の事実

五 損失の補償の見積及びその内訳

六 协議の経過

第九十八条 第二十九条の規定は、前項の規定による裁決申

請がこの法律の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

二 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならない。

三 この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決

事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

五 収用委員会は、第三項の規定による裁決申請書を受理したときは、前項において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、第三項の規定による裁決申請者及び裁決申請書に記載されている相手方にあらかじめ審理の期日及び場所を通知した上で、審理を開始しなければならない。

六 第五十条及び第五章第二節(第六十三条第一項を除く。)の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、第五十条、第六十一一条第一項、第六十三条第二項から第五項まで、第六十四条第二項及び第六十六条第三項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、及び第五十条第二項中「収用し、又は使用しようとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員」とあるのは「裁決申請者及びその相手方」と、同条第二項及び第三項中「第四十八条第一項各号又は前条第一項各号に掲げるすべての事項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同条第五項中「権利取得裁決又は明渡裁決」とあるのは「第九十四条第八項の規定による裁決」と、第六十三条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「第四十条第一項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第四十三条第八項の規定による意見書により申し立てた事項又は第一項若しくは第二項」とあるのは「第九十四条第三項の規定による裁決」と、第六十五条第一項第一号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者又は関係人」とあるのは「裁決申請者又はその相手方(これらの者のうち起業者である者を除く。)」と読み替えるものとする。

七 収用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決を却下しなければならない。

八 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならない。

九 この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決

申請書又は第六項において準用する第六十三条第二項の規定による意見書若しくは第六項において準用する第六十五条第一項第一号の規定に基づいて提出する意見書によつて申し立てた範囲をこえて裁判してはならない。

前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から六十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に 대하여訴え提起しなければならない。

前項の規定による訴え提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に掲げる債務名義とみなす。

前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、収用委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。

前項の規定による執行文交付に関する異議についての裁判は、収用委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

第七章 収用又は使用の効果

（権利取得裁決に係る補償の払渡し又は供託等）起業者は、権利取得裁決において定められた権利又は過怠金（以下「補償金等」という。）の払渡し、替地の譲渡及び引渡しをしなければならない。

起業者は、次に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、権利取得の時期までに補償金等を供託することができる。

起業者が補償金等を受けるべき者がその受領を拒んだときは、

二　補償金等を受けるべき者が補償金等を受けるべき者が補償金等を受けるべき者に過失があるときは、この限りでない。

四　起業者が収用委員会の裁決した補償金等の額に対し不服があるときは、

五　起業者が差押え又は仮差押えにより補償金等の払渡しを禁じられたときは。

前項第四号の場合において補償金等を受けるべき者の請求があるときは、起業者は、自己の

見積金額を払い渡し、裁決による補償金等の額との差額を供託しなければならない。

起業者は、第四十八条第五項の規定による裁決があつた場合には、第一項の規定にかかるわらず、権利取得の時期までに、その裁決にかかるわらず、権利に係る補償金等のうち最高額のもの）を供託しなければならない。裁決手続開始の登記前に仮登記又は買戻しの特約の登記がされた権利に係る補償金等についても、同様とする。

起業者は、次に掲げる場合においては、第一項の規定にかかるわらず、権利取得の時期までに替地を供託することができる。

一　替地の提供をした場合において、替地を受けるべき者がその受領を拒んだとき。

二　替地を受けるべき者が替地の譲渡又は引渡しを受けることができないとき。

三　起業者が差押え又は仮差押えにより替地の譲渡又は引渡しを禁じられたとき。

起業者は、裁決で定められた工事を完了すべき時期までに、権利取得裁決に係る第八十三条第二項の規定に基く耕地の造成をしなければならない。

（差押え又は仮差押えがある場合の措置）

第九十六条 裁決手続開始の登記前にされた差押に係る権利（先取特権、質権、抵当権その他

當該差押えによる換価手続において消滅すべき権利を含むものとし、以下この条において、單に「差押えに係る権利」という。）について権利取得裁決又は明渡裁決があつたときは（明渡裁

決にあつては、第七十八条又は第七十九条の規定による請求があつた場合に限る。）は、起業

者は、前条の規定にかかわらず、権利取得の時

期又は明渡しの期限までに、当該差押えに係る権利に対する補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならぬ。ただし、強制執行若しくは競売による代金の納付又は滞納処分による売却代金の支払が

あつた後においては、この限りでない。

前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に關しては、強制執行若しくは競売による代金又は滞納処分に

よる売却代金（使用の裁決に係るときは、それらの一部）とみなし、収用の裁決に係る場合におけるその払渡しを受けた時が強制競売又は競

売に係る配当要求の終期の到来前であるときは、その時に配当要求の終期が到来したものとみなす。

強制競売若しくは競売に係る売却決定後売代金の納付前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、売却許可決定又は売却決定は、その効力を失う。

起業者は、収用委員会の裁決した補償金等の額に対し不服があるときは、第一項の規定による払渡しをする際、自己の見積り金額を同項に規定する配当手続を実施すべき機関に通知しなければならない。

第一項及び前項の規定は、裁決手続開始の登記前にされた仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡しに準用する。

起業者に第一項又は前項に規定する権利に対する補償金等の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金等の支払に關しては、第一項の規定による補償金等の例による。この場合において、起業者が補償金等を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金等の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなされなければならない。

第二項の規定に基く耕地の造成をしなければならない。

（供託の方法）

第九十九条 第八十三条第四項及び第九十五条第二項から第四項までの規定による金銭又は有価証券の供託は、収用し、又は使用しようとする

土地の所在地の供託所にしなければならない。

（担保の供託）

第九十八条 権利取得裁決又は明渡裁決に係る第三条第二項の規定に基く耕地の造成」とあるのは、「明渡裁決に係る第八十四条第二項の規定に基づく工事の代行」と読み替えるものとする。

八十三条第四項（第八十四条第三項において準用する場合を含む。以下第九十九条において同じ。）の規定に基く金銭又是有価証券の供託は、権利取得の時期又は明渡しの期限までにしなければならない。

（担保の供託）

第九十九条 第八十三条第四項及び第九十五条第二項から第四項までの規定による金銭又は有価

証券の供託は、収用し、又は使用しようとする

土地の所在地の供託所にしなければならない。

（担保の供託）

なお明渡裁決の申立てをすることができるものとし、その期間を経過しているときは、裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとのみなす。

第二百条の二 起業者が、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに払渡しをすべき補償金等の全部を現金又は小切手等（銀行が振り出した小切手その他これと同程度の支払の確実性があるものとして国土交通省令で定める支払手段をいう。次項において同じ。）により書留郵便（国土交通大臣が定める方法によるものに限る。同項において同じ。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（次項において「書留郵便等」という。）に付して、当該権利取得の時期から国内において郵便物が配達され得るために通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前までに、補償金等を受けるべき者の住所（国内にあるものに限る。）において発送した場合における前条第一項の規定の適用については、当該補償金等の全部は、当該権利取得の時期までに払い渡されたものとのみなす。

第三百条の三 第九十四条第十項から第十二項までの規定による訴えの提起がなされたときは、第八十九条第一項の規定による訴えの提起がなされたときは、起業者が、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに払渡しをすべき補償金等の全部を現金又は小切手等により書留郵便等に付して、当該明渡しの期限から前項の政令で定める一定の期間前までに、補償金を受けるべき者の住所（国内にあるものに限る。）において発送した場合における前条第二項の規定の適用については、当該明渡しの期限までに払い渡されたものとのみなす。

第二百条の四 土地を収用するときは、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに払渡された権利の取扱い、権利の取消し及び制限

第二百一条 土地を収用するときは、権利取得裁決において定められた権利の取扱い、権利の取消し及び制限

起業者は、当該土地の所有権を取得し、当該土地に関するその他の権利並びに当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る仮登記上の権利及び買戻権は消滅し、当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る差押え、仮差押えの執行及び仮処分の執行はその効力を失う。但し、第七十六条第二項又は第八十条の規定に基づく請求に係る裁決で存続を認められた権利については、この限りでない。

第二百二条の一 土地を使用するときは、起業者は、権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、当該土地に関する土地を使用する権利を取得し、当該土地の他の権利は、使用の期間中は、行使することができない。但し、裁決で認められた方法による当該土地の使用を妨げない権利については、この限りでない。

第二百二条の二 土地を使用するときは、起業者は、権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、当該土地に関する土地を使用する権利を取得し、当該土地の他の権利は、使用の期間中は、行使することができない。但し、裁決で認められた方法によることの限りでない。

第二百二条の三 第一百条の規定は、第七十八条又は第七十九条の規定によって物件を収用する場合に準用する。この場合において、同項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは、「明渡裁決において定められた明渡しの期限」と読み替えるものとする。

第二百三条の一 土地の所有権を取得した際、同項の規定により失つた権利に基づき当該土地を占有している者及びその承継人は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。ただし、第二十八条の三及び第八十九条の規定の適用を妨げない。

第二百三条の二 明渡裁決があつたときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。（土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行）

第二百三条の三 前条の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わって、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならぬ。（担保物権と補償金等又は替地）

第二百三条の四 先取特権質権若しくは抵当権の目的物が収用され、又は使用された場合においては、これらの権利は、その目的物の収用又は使

一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由に因りその義務を履行することができないとき。

二 起業者が過失がなくて土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

三 前条の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。物件を移転すべき者が明渡裁決に係る第八十五条第二項の規定に基づく移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

四 前項前段の場合において、都道府県知事は、義務者及び起業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が起業者から受けるべき明渡裁決に係る補償金を義務者に代わって受けることができる。

五 起業者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払った場合においては、この法律の適用については、起業者が都道府県知事に支払った金額の限度において、起業者が土地所有者又は関係人に明渡裁決に係る補償金を支払つたものとのみなす。

六 第二項後段の場合においては、物件の移転に要した費用は、行政代執行法第一条の規定にかかるわらず、起業者から徵収するものとし、起業者がその費用を支払つたときは、起業者は、移転の代行による補償をしたものとのみなす。（危険負担）

第二百六条 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内に、事業の廃止、変更その他の事由に因つて起業者が収用した土地の全部若しくは一部が不用となつたときは、この限りでない。

第二百六条の二 起業者は、前項の場合において、土地の全部若しくは事業の認定の告示の日から二十年以内に、事業の廃止、変更その他の事由に因つて起業者が収用した土地の全部若しくは一部が不用となつたときは、この限りでない。

第二百六条の三 起業者が、前項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内に、事業の廃止、変更その他の事由に因つて起業者が収用した土地の全部若しくは事業の認定の告示の日から二十年以内に、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならぬ。（土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転）

に収用された土地でその残地に接続する部分が不用となつたときでなければ買収受けることができない。

2 前項の規定は、第八十二条の規定によつて土地の所有者が収用された土地の全部又は一部について替地による損失の補償を受けたときは、適用しない。

3 第一項の場合において、土地の価格が権利取得裁判において定められた権利取得の時期に比して著しく騰貴したときは、収用地の現所有者は、訴をもつて同項の金額の増額を請求することができる。

4 第一項の規定による買受権は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の定めるところに従つて収用の登記がされたときは、第三者に対して対抗することができる。（買受権の消滅）

第一百七条 前条第一項に規定する不用となつた土地又は事業の用に供しなかつた土地があるときは、起業者（当該土地を収用した事業が関連事業であるときは、当該関連事業を行なう者。以下この項において同じ。）は、遅滞なく、その旨を買受権者に通知しなければならない。但し、起業者が過失がなくて買受権者を確定することができないときは、その土地が存する地方の新聞紙に、通知すべき内容を少くとも一月の期間をおいて三回公告しなければならない。

2 買受権者は、前項の規定による通知を受けた日又は第三回の公告があつた日から六月を経過した後においては、前条第一項の規定にかかわらず、買受権を行使することができる。

第八章 収用又は使用に関する特別手続（協議の確認の申請）

第一百八条から第二百五十五条まで

第一節 削除

第二節 協議の確認

（協議の確認の申請）

第一百八条から第二百五十五条まで 削除

（起業地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員との間に権利を取得し、又は消滅させるための協議が成立したときは、起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日以後収用又は使用的裁決の申請前に限り、当該土地所有者及び関係人の同意を得て、当該土地の所在する都道府県の収用委員会に協議の確認の申請をしよ

2 起業者は、前項の規定による申請をするときは、国土交通省令で定める様式に従

い、土地所有者及び関係人の同意を得たことを証する書面を添えて、左に掲げる事項を記載したものとし、協議の申請書を収用委員会に提出しなければならない。

2 一 協議が成立した土地の所在、地番、地目及び面積

二 前号の土地の土地所有者及び関係人の氏名及び住所

三 協議によつて取得し、又は消滅させる権利の種類及び内容

四 権利を取得し、又は消滅させる時期及び土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

五 対償（協議の確認書の欠陥の補正）

第一百十七条 第十九条の規定は、前条第二項の規定による確認申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第一百六十六条第二項」と、「事業認定申請書」とあるのは「確認申請書」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

（確認の拒否）

第一百八十八条 収用委員会は、第二百六十六条第二項の規定による確認申請書を受理したときは、前条において準用する第十九条第二項の規定により確認申請書を却下する場合を除くの外、市町村別に当該市町村に關係のある部分の写を当該市町村長に送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による書類を受け取つたときは、直ちに、確認の申請があつた旨を公告し、公告があつた日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

（非常災害の際の土地の使用）

第一百二十二条 非常災害に際し公共の安全を保持するためには第三条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができます。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

（確認の拒否）

第一百十九条 収用委員会は、第二百六十六条の規定による協議の申請が法令の規定による通知を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

2 第一項の規定による使用の期間は、許可があつた日（同項但書の場合については、市町村長に通知をした日）から六月をこえることができない。

3 第一項の規定による使用の期間にあつては、市町村長に通知をした日）から六月をこえることができない。

4 第一項の規定による使用の期間にあつては、市町村長に通知をした日）から六月をこえることができない。

（確認の拒否）

第一百二十条 第二百六十六条の規定による確認又は前項若しくは前条但書の規定による確認又は前条の規定による確認の拒否に準用する。この場合において、「裁決」とあるのは「確認又は確認の拒否」と、「裁決書」とあるのは「確認書及び確認拒否書」と、「起業者、土地所有者及び関係人」とあるのは「起業者、土地所有者、関係人及び百八十八条第四項の規定によつて異議を申し立てた利害関係人」と読み替えるものとする。

（確認の効果）

第一百二十三条 収用委員会は、第二百六十六条の規定による使用の期間にあつては、市町村長に通知をした日）から六月をこえることができない。

2 前項の規定による使用の期間は、六月とする。使用の許可の期間の更新は、行うことができる。

3 収用委員会は、第一項の規定による許可をしたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

4 起業者は、第一項の場合において、土地所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積もつた損失補償額を払い渡さなければならない。

5 第一項の規定による使用の許可があつた後、明渡裁決があつたときは当該明渡裁決において定められた明渡しの期限において、第四十七条の規定によつて却下の裁決があつたときはその裁決の時期において、第一項の規定による使用の許可は、第二項の規定にかかわらず、その効力を失う。

6 第二百六十三条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定によつて提供すべき担保並びにその取得及び取りもどしについて準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、同条第五項及び第六項中「工事を完了」とあるのは「補償の支払」と、同条第五項中「耕地の造成による損

失の補償」とあるのは「損失の補償」と読み替えるものとする。

(前二条の使用による損失の補償)

第一百二十四条 起業者は、第百二十二条第一項の規定によつて土地の使用の期間が満了した場合又は同条第五項の規定によつて使用の許可が失効した場合においては、土地を使用することに因つて生ずる損失を第六章第一節(第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項、第七十八条、第七十九条、第八十条の二第二項及び第八十一条を除く。)の規定によつて補償しなければならない。

この場合において、損失の補償は、使用的時期の価格(土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮して算定した使用の時期の価格)によつて算定しなければならない。

2 第九十四条(第六項を除く。)の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「前項」とあるのは「第二百二十四条第一項」と同条第八項中「第六項」とあるのとは「第二百二十四条第三項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

3 第九十四条第六項の規定は、収用委員会が前項において準用する第九十四条第五項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、「第二百二十四条」とあるのは、「第二百二十四条第二項において準用する第九十四条」と読み替えるものとする。

第九章 手数料及び費用の負担

(手数料)

第一百五十五条 第十八条の規定によつて国土交通大臣に対し事業の認定を申請する者は、国に実費を勘査して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、その者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

2 都道府県が次に掲げる者から手数料を徴収する場合は、第一号又は第四号に掲げる者であるときは実費の範囲内において当該事務の性質を考慮して政令で定める額を、第二号に掲げる者であるときは実費を勘査して政令で定める額を、第三号又は第五号に掲げる者であるときは実費の範囲内において当該事務の性質を考慮して損失補償の見積りの額に応じ政令で定める額を、それぞれ標準として、条例で定めなければならない。

2 市町村長に通知した場合、前条第二項の規定による使用的期間が満了した場合又は同条第五項の規定によつて使用の許可が失効した場合においては、土地を使用することに因つて生ずる損失を第六章第一節(第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項、第七十八条、第七十九条、第八十条の二第二項及び第八十一条を除く。)の規定によつて補償しなければならない。

一 第十五条の二第一項又は第十五条の七第一項の規定によつてあつせん又は仲裁に付することを申請する起業者

二 第十八条の規定によつて都道府県知事に対して事業の認定を申請する者

三 第三十九条第一項又は第四条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて収用若しくは使用又は損失の補償の裁決を申請する者

四 第百六十六条の規定によつて収用委員会の協議の確認を申請する者

五 他の法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者

(仲裁の手続に要する費用の負担)

第一百二十五条の二 仲裁の手続のうち第十五条の七第一項に規定する関係当事者の申出に基づいて行うものにする費用は、当該申出をした者の負担とする。

(鑑定人等の旅費及び手当の負担)

第一百二十六条 第六十一条第五項(第九十四条第六項又は第二百二十四条第三項において準用する第九十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定人及び参考人の旅費及び手当は、起業者の負担とする。

(手続費、義務履行費その他の費用の負担、徵収等)

第一百二十七条 第六十一条第六項(第九十四条第六項又は第二百二十四条第三項において準用する第九十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定人及び参考人の旅費及び手当は、起業者の負担とする。

(手續費、義務履行費その他の費用の負担、徵収等)

第一百二十八条の二 第九章の二 行政手続法の適用除外

この法律の規定により収用委員会がする処分(第六十四条の規定により会長又は指名委員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第八十九号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第九章 審査請求及び訴訟

(収用委員会の裁決についての審査請求)

第一百二十九条 収用委員会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に對して審査請求をすることができる。

(審査請求期間)

第一百三十条 事業の認定についての審査請求に関する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十号)第十八条第一項本文の期間は、事業の認定の告示があつた日の翌日から起算して三月とする。

2 収用委員会の裁決についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、事業の認定の告示があつた日の翌日から起算して三十日とする。

(審査請求に対する裁決)

第一百三十一条 国土交通大臣の事業の認定に關する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、事業の認定の告示があつた日の翌日から起算して三十日とする。

2 収用委員会の裁決についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から起算して三十日とする。

(審査請求に対する裁決)

第一百三十二条 国土交通大臣の事業の認定に關する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から起算して三十日とする。

2 収用委員会の裁決についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から起算して三十日とする。

(審査請求に対する裁決)

第一百三十三条 収用委員会の裁決に関する訴え(次項及び第三項に規定する損失の補償に関する訴えを除く。)は、裁決書の正本の送達を受けた日から六月以内に提起しなければならない。

2 収用委員会の裁決のうち損失の補償に関する訴えは、裁決書の正本の送達を受けた日から六月以内に提起しなければならない。

3 前項の規定による訴えは、これを提起した者が起業者であるときは土地所有者又は関係人を、土地所有者又は関係人であるときは起業者を、それぞれ被告としなければならない。

(訴訟)

第一百三十四条 前条第二項及び第三項の規定による訴えの提起は、事業の進行及び土地の収用又は使用を停止しない。

第十一章 雜則

(期間の計算 通知及び書類の送達の方針)

方法は、審査請求及び訴訟の提起の期間の計算

るまでの手続その他の行為に關して違法があつても、それが軽微なものであつて事業の認定又は裁決に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、裁決をもつて当該審査請求を棄却することができる。

(事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略)

市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第三項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徵収することができるとする。この場合における徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第一百三十五条の二 審査請求に対する裁決(略)

事業の認定又は収用委員会の裁決が取り消された場合において、国土交通大臣若しくは都道府県知事が再び事業の認定に關する処分をしようとするとき、又は収用委員会が再び裁決をしようとするとときは、事業の認定又は裁決につき既に行つた手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。

方法を除き、民法による。ただし、土曜日及び十二月二十九日から三十一日までの日は、同法第一百四十二条の規定によるその他の休日とみなされ、申請書、意見書及び異議の申出を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付した場合においては、当該送付に要した日数は、期間に算入しない。

2 法に關して必要な事項は、政令で定める。(代理人)

第一百三十六条 起業者、土地所有者及び関係人並びに第十五条の二第一項及び第十五条の七第一項に規定する関係当事者は、事業の認定の申請、裁決の申請、意見書の提出等この法律で定める手続その他の行為について弁護士その他適當な者を代理人とすることができる。

2 前項の代理人は、書面をもつて、その権限を証明しなければならない。

3 収用委員会は、審理の円滑な進行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、審理の期日に出席することができる代理人の数を制限することができる。(秘密を守る義務)

第一百三十七条 収用委員会の委員及び予備委員並びにあつせん委員及び仲裁委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの者が、その職を退いた後も、同様とする。(権利 物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定)

第一百三十八条 第十条、第三章、第四章、第五章第二節、第六章(第七十六条及び第八十一条を除く。)、第七章(第一百六条及び第一百七条を除く。)、第八章から第十章まで及び第百三十六条の規定は、第五条に掲げる権利若しくは第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合は第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。ただし、次の各号に掲げる場合は、第六章及び第七章の規定中それぞれ当該各号に掲げる規定は、準用しない。

1 第五条第一項第一号に掲げる質権若しくは抵当権、同項第二号若しくは第三号若しくは同条第二項若しくは第三項に掲げる権利又は第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する

する物を収用し、又は使用する場合 第八十二条及び第八十三条
二 第七条に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合 第七十二条、第八十三条、第一百一条から第二条の二まで及び第一百五条の二第一項及び第一百五条の二第二項に規定するこの法律の規定中「土地所有者」とあるのは、第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合においては、「当該権利者」とあるのは、「当該権利」に規定する土石砂れきの属する土地の所有者」と読み替えるものと定めることによる。
2 第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合 第二十八条の三第一項中「形質の変更」とあり、又は同条第二項中「土地の形質の変更」とあるのは第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては、「当該権利の目的であり、又は当該権利に關係のある土地、河川の敷地、海底又は水の形質の変更」と、同条第二項に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件に関する権利を収用し、又は使用する場合にあつては、「当該権利の目的である立木、建物その他土地の形質の変更」とあるのは、「当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件の損壊又は取去」と、第百三十七条第一項(第一号中「土地」とあるのは「権利」と、同項第一号中「土地」とあるのは「権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件の損壊又は取去」と、第百三十七条第一項(第一号及び第二号を除く。)中「土地」とあるのは「土地に属する土石砂れき」と、同項第一号中「土地」とあるのは「土石砂れきの属する土地」と、同項第二号中「土地の面積」とあるのは「土石砂れきの種類及び数量」と読み替えるものとする。
3 前項に規定するものの外、第一項において準用するこの法律の規定に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百三十九条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの(第十七条第一項各号に掲げる事業又は第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る)は地方官署に委任することができる。(事務の区分)
2 一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に關すること。二 住宅、店舗その他の建物の取得に關すること。
3 職業の紹介、指導又は訓練に關すること。
2 一 起業者は、前項の規定による申出があつた場合においては、事情の許す限り、当該申出に係る措置を講ずるよう努めるものとする。

第一百三十九条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの(第十七条第一項各号に掲げる事業又は第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る)は、地方官署に委任することができる。
2 一 地政課長に委任することができる。
2 二 一宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に關すること。二 住宅、店舗その他の建物の取得に關すること。
3 一 職業の紹介、指導又は訓練に關すること。
2 一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に關すること。二 住宅、店舗その他の建物の取得に關すること。
3 一 地政課長に委任することができる。

第一百四十一条 第十五条第一項及び第二項に規定するこの法律の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業(第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。)に関するものに限る。は同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの(第十七条第二項に規定する事業(第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。)に関するものに限る)は同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第一百四十二条 第十五条第一項、第十五条の二第二項及び第三項(第十五条の二第二項において準用する場合を含む)、第十五条の三から第十五条の五まで、第十五条の八から第十五条の十一まで、第十五条の二第四項及び第四十二条第四項(第十四条第一項、第十五条の七第二項において準用する場合を含む)、第十五条の三から第十五条の五まで、第十五条の八から第十五条の十一まで、第十五条の二第四項及び第五項(第十二条第一項、第十三条第一項及び第四項、第十四条第一項、第十五条の二第二項において準用する場合を含む)、第十五条の三から第十五条の五まで、第十五条の八から第十五条の十一まで、第十五条の二第四項及び第四十二条第四項(第十四条第一項、第十五条の七第二項において準用する場合を含む)においてこれら

において定められた権利取得の時期において、裁決で定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより、当該土地を使用する権利を取得し」とあるのは、「権利取得裁決において定められた権利は、消滅し、起業者は、当該物件の所有権を取得し」と、同条第二項中「起業者は、権利取得裁決において定められた権利を取得する」とあるのは、「権利取得裁決において定められた権利を取得する」ことである。権利取得裁決において定められた権利は、消滅し、起業者は、当該土地の所有権を取得する。
2 前項の場合においては、土石砂れきの属する土地の所有者及び関係人その他の当該土地に關する権利を有する者は、明渡しの期間までに、当該土地を起業者に引き渡さなければならない。(生活再建のための措置)

第一百三十九条の二 第二十六条第一項(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定によつて告示された事業に必要な土地等を

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をす ることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められない場合を除いて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。 10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第二百四十九号)に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつて改正されるものとする。
附 則 (昭和四二年七月二〇日法律第七 三号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第一 (土地収用法の一部改正に伴う経過措置) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。た だし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和四七年六月二二日法律第八 五号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	第二 (土地収用法第九十条の三第二項及び第九 十条の四(これらの規定を同法第二百三十八条第 一項において準用する場合を含む。)に規定す る加算金又は過怠金でこれらの規定に規定する 遅滞した期間又は怠つた期間の初日がこの法律 の施行の日(以下「施行日」という。)前にあ るものの額の計算については、なお従前の例に よる。
附 則 (昭和四二年七月二二日法律第七 四号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。	第三 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和四三年五月一七日法律第五 一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	第四 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和三八年七月一六日法律第一 五号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。	第五 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和三九年二月二九日法律第三 一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第六 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和三九年七月三日法律第一 四号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第七 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和三九年七月一一日法律第一 七号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第八 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和三九年七月一〇日法律第一 六八号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、新法の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。	第九 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和三九年七月一一日法律第一 七〇号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	第十 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和四四年六月二三日法律第五 一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第十一 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和四四年六月二三日法律第五 二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	第十二 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和四四年七月一一日法律第五 七号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	第十三 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和四四年七月一一日法律第五 八号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	第十四 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和四四年七月一一日法律第五 九号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	第十五 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和四〇年六月一〇日法律第一 二四号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第十六 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和四一年七月一一日法律第一 三一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第十七 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和四五年四月一一日法律第一 三号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	第十八 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和四七年六月九日法律第五 八号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第十九 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。
附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四 八号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第二十 (この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

附 則 (平成八年五月二九日法律第五二)

附 則 (平成二年六月一一日法律第七七)

(国等の事務)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四五)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法(以下「能開法」という)の目次、第十五條の六第一項、第十六條第一項及び第二項、第十七條、第二十五條、第五節の節名並びに第十七條の改正規定、能開法第二十七條の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七條の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二までの規定、附則第十七条の規定(雇用促進事業団法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る)並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改める部分を除く)並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日法律第一)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二〇日法律第六)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二一日法律第五五)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。

O号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもの(ほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体他の地方公共団体その他の公共団体の機関が法律又はこの法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする)。

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月一六日法律第七)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年七月一六日法律第八)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年七月一九日法律第一)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年七月一九日から施行する。

附 則 (平成二年七月二二日法律第一)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

O号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月二二日法律第一)

(手数料に関する経過措置)

第二百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

第一条中地方自治法第二百五十条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分

に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定

(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に

係る部分を除く)並びに附則第九条の二第二項に改める部分を除く)並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一

年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日法律第一)

(手数料に関する経過措置)

第二百六十四条 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十五条 この附則に規定するもの(ほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に伴い必要な経過措置)は、政令で定める。

(検討)

第二百六十六条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十七条 政府は、地方公共団体が事務及

び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十八条 施行日前にした第四百十三条の規定による改正前の土地収用法第二十七条第三項の規定による命令は、第四百十三条の規定による改正後の土地収用法第二十七条第三項の規定による指示とみなす。

第二百六十九条 施行前の事業の認定に

おいて申請及び協議の申請に係る手数料の額につ

いては、なお従前の例による。

第二百七十一条 施行日前にした都道府県知事に対する事業の認定に

ついての建設大臣に対する審査請求について

は、なお従前の例による。

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分等に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一
五一号) 抄 (施行期日)

(経過措置)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一百四十九号)附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から十五まで 略

十六 第六十七条规定中土地收用法第五十四条の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第三百五条、第三百六条、第三百二十一

十四条第二項、第三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定

附 則 (平成一二年三月三一日法律第一六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞし、第二条、第八条及び第十条(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四条及び第二十五条の改正規定に限る。)並びに附則第一条から第七条まで、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十九条の規定は平成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、第九条及び第十条(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。)並びに附則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第二十二条から第二十七条までの規定は同年四月一日から施行する。

(土地收用法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 地方公共団体又は機構が附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合及び同条の規定によりなお従前の例による

こととされる場合における旧復旧法によつて行う客土事業又は復旧工事の施行に伴い設置する

用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備

に関する事業は、土地收用法第三条の土地を收回し、又は使用することができる公共の利益となる事業とみなす。

附 則 (平成一二年五月一九日法律第七
三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二年六月二九日法律第一
一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一一日法律第一
〇三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一一日法律第一
一〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一一日法律第一
一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一一日法律第一
一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一一日法律第一
一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一一日法律第一
一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律による改正後の土地收用法(以下この条及び次条において「新法」という。)

第十五条の十四、第十八条第二項第七号、第二十二

十三条第一項、第二十五条の二及び第二十六条(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律による改正前の土地收用法(以下この条及び次条において「旧法」という。)

第十八条第一項の規定により申請がされた事業の認定の手続について適用し、この法律の施行前にこの法律による改正前の土地收用法(次条において「旧法」という)第十八条第一項の規定により申請があつた事業の認定の手続については、なお

業の認定又は事業の認定の告示は、それぞれ、新法第二十条又は第二十六条第一項の規定によりされた事業の認定又は事業の認定の告示とみなす。

第二条 この法律は、民間事業者による信書の送達に關する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施

行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一二月四日法律第一
三〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第十条から第十四条まで及び第十六条から第二十二条までの規定は、同

六条 政府は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図りつつ公共の利益となる事業を実施するためには、その事業の施行について利害関係を有する者等の理解を得ることが重要であることにかんがみ、事業に関する情報の公開等その事業の施行についてこれらの者の理解を得るために措置について、総合的な見地から検討を加えるものとする。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四
五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九
八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九
一五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九
一六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九
一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一
〇〇号) 抄 (施行期日)

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に關する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公

社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定

附 則 (平成一四年一二月一八日法律第一八二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第十三条まで及び第五十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日

附 則 (平成一四年一二月一〇日法律第一九一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(政令への委任)

附 則 (平成一四年一二月一〇日法律第一九一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第二条から第九条まで、附則第十一条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条及び前条に定めるものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第二条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第二条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一三日法律第八五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一三日法律第八五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
二 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六百十二条の二、第一百七十七条の三、第一百七十七条の四及び第一百十九条の二の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条の規定

第十九条第一項、第二十条から第三十八条までの規定による場合における郵政民営化法第四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二四日法律第一二五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

の適用がある場合における郵政民営化法第四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年五月一九日法律第四〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日法律第八六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

附 則 (平成二〇年三月三一日法律第八六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十三年三月三一日法律第九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二十三年五月一一日法律第三十五条）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--	--

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十三年八月三〇日法律第一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十三年八月三〇日法律第一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p>
--	--

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第八条第一項から第六項まで及び第十六条までの規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）</p> <p>第三条 この法律の施行に関する経過措置</p> <p>第二十七条 この法律の施行に関する経過措置</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第八条第一項から第六項まで及び第十六条までの規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）</p> <p>第三条 この法律の施行に関する経過措置</p> <p>第二十七条 この法律の施行に関する経過措置</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から</p>
---	---

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。</p> <p>第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前</p>	<p>(施行期日)</p> <p>二号 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。</p> <p>第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前</p>
---	--

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
 (訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの、当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
 (罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日前に旧一般電気事業者、旧卸電気事業者又は旧特定電気事業者がした事業の認定の申請につきその事業の認定に関する処分を行う機関については、前条の規定による改正後の土地収用法第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年一月一六日法律第七六号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四五号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六三号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六五号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、令和五年六月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定(公布の日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第三十五条及び第三十七条の改正規定、第一

条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改

正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十一条、第十三条、第十四条、第十八条

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第

三十一条第五項第一号の改正規定に限る。)第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十

三条(国家战略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十五条の改正規定に限る。)

の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

までの改正規定に限る。)及び同法第二章中第九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十条に定めた部分に限る。)を除く。)並びに第四条のうち民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律目次の改正規定(「第九条」を「第九条の二」に改める部分に限る。)及び同法第二章中第九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十条、第十九条及び第二十条(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)次条第二項において「設置管理条例」という。)第三十一条第一項の改正規定中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める部分に限る。)の規定

布の日

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四六号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

二 第二条中エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原

料の有効な利用の促進に関する法律第二条第

六項の改正規定、第三条の規定、第六条中電気事業法第二十七條の二十七第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十三条の改訂規定(「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部分に限る。)及び同法第一百二十八条第一号の改定並びに次条並びに附則第五条から第九条まで、第十二条及び第十五条の規定、附則第六十六条中租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十八条第一項第三号、第

五十七条の四第五項第三号及び第六十六条の十一第一項第三号の改正規定並びに附則第十一条第一項第三号の改正規定並びに附則第十七条第十八条、第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月七月法律第四七号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月七月法律第四七号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十二条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

二 第二条中エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原

料の有効な利用の促進に関する法律第二条第

五条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三百三十二条の二、三百三十三条の三、

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規

定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（の謄本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十四条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第十三条、第十四条、第十六条及び第十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百八十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日